

■ ポジティブ・アクション

現行法においては、企業が男女労働者の間に事実上生じている格差の解消を目指して積極的かつ自主的に雇用管理の改善（ポジティブ・アクション）を目的として、

- ① 女性労働者の配置等の状況の分析
- ② 分析に基づく改善計画の作成
- ③ 計画に定める措置の実施
- ④ 実施体制の整備

を行う場合に、国が相談その他の援助を行うこととしていますが、改正法では、これに加え、事業主がポジティブ・アクションの実施状況を開示する場合にも、国の援助の対象とすることとしました。

■ その他

○ 調停を利用しやすくするための制度の整備

【時効の中断】・・・時効の成立を心配せずに司法救済前に調停を利用できるよう、改正法では調停が打ち切られた場合における時効の中断の規定を設けることとしました。

【訴訟手続きの中止】・・・いったん訴訟を提起したものの、当事者が調停による解決が適当と考えた場合に、訴えを取り下げなくても調停手続に専念する環境を確保することができるよう訴訟手続きの中止についての規定を設けることとしました。

○ 過料の創設

現行法においては、厚生労働大臣は、法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求めることができることとしていますが、改正法では、報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対し、20万円以下の過料を科すこととしました。

◆ 労働基準法 ◆

■ 女性の坑内労働

現行法においては、トンネルや鉱山の坑内における女性の労働は原則として禁止していますが、施工技術の進歩、法規制の充実等に伴い、安全衛生水準が向上しており、また、女性技術者等から、坑内工事の管理・監督業務等に従事できるよう、規制緩和の要望がなされていることから、今回の改正では、女性の坑内労働の原則禁止を改め、妊婦及び産婦（申し出た者に限る。）が行う業務並びに厚生労働省令で定める以下の業務を除き、女性も坑内労働が行えるようになります。

【厚生労働省令で定める就業を制限される業務】

- 1 人力により行われる土石、岩石若しくは鉱物（以下「鉱物等」という。）の掘削又は掘採の業務
- 2 動力により行われる鉱物等の掘削又は掘採の業務（遠隔操作により行うものを除く。）
- 3 発破による鉱物等の掘削又は掘採の業務
- 4 ずり、資材等の運搬若しくは覆工のコンクリートの打設等鉱物等の掘削又は掘採の業務に付随して行われる業務（鉱物等の掘削又は掘採に係る計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、保安管理その他の技術上の管理の業務並びに鉱物等の掘削又は掘採の業務に従事する者及び鉱物等の掘削又は掘採の業務に付随して行われる業務に従事する者の技術上の指導監督の業務を除く。）

■施行日 【2007（平成19）年4月1日】

ご相談は労働局雇用均等室まで！

雇用均等室は、厚生労働省の男女の均等取扱いなどの雇用均等施策を推進する最前線として、各労働局内におかれています。

男女雇用機会均等法に関する主な仕事は

- ① 法律の周知・徹底
- ② 法律に基づく事業主に対する指導
- ③ 労働者、女子学生、事業主の方々からの法律や、法律に関する相談の受付
- ④ 説明会、セミナー等の開催
- ⑤ 法律に基づく、女性労働者と事業主の間の紛争の解決援助

< 援助の内容 >

労働局長による援助

労働局長は、当事者（女性労働者、事業主）双方から事情を聴き、紛争解決に必要な助言、指導、勧告を行います。

機会均等調停会議による調停

機会均等調停会議において、調停委員は当事者双方から事情を聴き、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に受諾を勧告します。

（ 機会均等調停会議は、労働問題の専門家により構成され、男女均等問題を取り扱っています。 ）

職場での男女均等取扱い、セクシュアルハラスメント、母性健康管理のほか、育児・介護休業法、パートタイム労働法についても、専門の職員が対応いたしますので、どなたでもお気軽にお問い合わせ、ご相談、困りごとについてご連絡ください。